



《会計・税務の知識》会社法～預けいと見せ金～

はじめに

会社が設立から運営、更には解散や清算するまでの中で、会社が守らなければいけない法律の重要な一つとして会社法が存在します。

今回はその中でも、設立時の払込みや増資時において注意しなければならない、預けいと見せ金についてご説明します。

1. 預けい、見せ金とは

まずは、これらの二つがどういったものなのかを説明したいと思います。

① 預けい

取締役等が払込取扱金融機関と通謀し、払込取扱金融機関から借入をし、これを一旦預金に振替える。そしてこれを株式等の払込みにあて、他方において借入金の返済があるまでは預金を引き出さない事を約束する行為を言います。この場合の多くは、現実に現金の移動がなく、帳簿上の操作がなされる仮払込であるとされています。

② 見せ金

取締役等が払込取扱金融機関以外の者から借り入れた金銭を株式の払込みにあて、会社成立後又は新株発行の効力発生後に、払込金を引き出して借入先に返済することを言います。これが預けいと決定的に違うのは、現実に払込がある点です。

2. それぞれにおける払込の効力

預けい又は見せ金によって払いこまれた場合、それぞれの払込は有効となるのでしょうか。

① 預けい

上記で述べたように、預けいとは仮払込であり、払込として無効と解すべきであると考えられています。

株式会社は、間接有限責任制度を採用しているため、会社と取引をした者が債権の担保となるのは会社財産のみとなります。その会社財産が外観だけあるように見えても、中身がなければ会社債権者を害する可能性があるからです。

同じ会社債権者の保護という意味においても、この預けいには罰則が定められています。具体的には、5年以下の懲役もしくは500万以下の罰金、又はその双方が併科されます。これは預けいに応じた者も同様に処罰されます。

② 見せ金

見せ金は、現実にお金が払いこまれること、会社法上禁止規定がないことが、預けいとは異なります。見せ金は、会社法上の規制が十分でないため、しばしば利用されるケースがありました。

結論から言えば、見せ金による払込も最高裁判所の判例では無効とされています。

見せ金が無効とされる理由は次のとおりです。

見せ金は、実際に払込がなされるので形式的にはその払込は有効です。しかし、実質的に見れば、取締役等が当初から仕組んだ仮払込にすぎず、いわゆる預けいの潜法行為と言えます。全体として考察をすれば見せかけの払込であり、預けいと同じ危険が存在するのです。

見せ金と判断されればその払込は無効となってしまうので、見せ金か否かを判断する必要があります。この見せ金の判断基準としては次の三点があります。

<見せ金の判断基準>

イ)	会社成立後又は株式発行後、借入金を返済するまでの期間の長短
ロ)	払戻金が会社資金として運用された事実の有無
ハ)	借入金の返済が会社の資金関係に及ぼす影響の有無

これらを総合的に考慮して、取締役等に仮払込の意図があったか否か、結果として見せ金にあたるか否かを判断することとし、最高裁も同様に考えています。

3. 背景として

上記において様々述べてきましたが、旧会社法では最低資本金制度（有限会社は300万円・株式会社は1000万円）が採用されていたこともあり、会社が資本金とするお金がないにも関わらず、意図して形式的に資本金があるかのように見せるといった状態がしばしば起こっていました。

～終わりに～

資本金は会社にとって重要な要素であり、払込後に無効となってしまうと大きな影響を与えますので、細心の注意を払いましょう。（担当：赤羽）